

区分	センターの活動内容	番号	対応策・提案	関連施策・事業等	提案部局
①集落活動サポート	・草刈り等の共同作業 ・山林等の共同管理	1	●冠婚葬祭、お祭り等の復活 集落活動センターの立ち上げをきっかけに、センターが中心となり、これまで集落の支え合い活動として行われてきた冠婚葬祭や、停滞しているお祭りの伝統芸能の復活等に取り組み、その運営収益や手数料をセンターの運営費用として活用できる仕組みづくりを進めていく。(成功事例を作り出し、その取り組みをその他の地域に広げていく)		中山間対策・運輸担当 理事所管
		2	●不燃物の回収・販売 不燃物回収で集まった「空き缶」をセンター職員がリサイクル業者へ運搬し、販売することで収入を得る。		中山間対策・運輸担当 理事所管
		3	●広報配布・会計処理などの受託 市町村の広報の配布、各家庭への連絡事項の伝達、会計処理など、地区長の事務局機能をセンターに持たせ、市町村あるいは地区からの手数料を得る。		中山間対策・運輸担当 理事所管
		4	●レンタルヤギ(牛)制度の創設 耕作放棄地や農地周辺の除草と鳥獣被害防止にも効果があるヤギや牛を飼育し、県内各地にレンタルする。		中山間対策・運輸担当 理事所管
		5	●肉用牛を活用した耕作放棄地等の解消 耕作放棄地や伐採した山地に、高齢者や新規参入者(林業家など)でも飼育が可能な管理施設を整備し、「土佐和牛」の簡易放牧管理(夏山冬里方式)を行う。	■高知県集落営農・拠点ビジネス支援事業(畜産振興課) ・肉用牛放牧利用支援事業 事業主体:JA 事業内容:電気牧柵、放牧施設のレンタル 補助金上限額:300万円 ・その他特認事業	農業振興部
		6	●地域の山林の管理の推進(山番の復活) 地元の森林組合と協力して、地域の山番的な活動を実施し、不在村化、高齢化した所有者の山林管理等を収入(受託)につなげる。 ①境界や災害等の見回り ②国土調査等の境界確定の調整 ③歩道の草刈り等	■公有林、公社有林からの事業受託(森づくり推進課) (参考) ■森林整備地域活動支援交付金 地元森林組合が行う集約化の促進、作業路網の改良活動に対する補助(受託) ■森林境界明確化促進事業費補助金 地元森林組合が行う森林施業区域の明確化を補助(受託)	林業振興・環境部
		7	●漁港の美化活動に係る業務委託 県管理漁港で行う美化活動の地域調整業務(連絡協議会の発足、日程調整、保険手続、用具調達等)を集落活動センターに委託し、センターの収入につなげる。	■県管理漁港の美化活動にかかる地域調整業務(漁港漁場課)	水産振興部
		8	●草刈り等共同作業 道路、河川の草刈りを集落活動センターに委託することで、センターの収入につなげる。	■道路維持管理委託(地域委託)(道路課) ■川支え合い事業(河川環境整備委託事業)(河川課) 町内会、地区会、PTA、老人クラブ等で活動する団体の皆様に道路、河川の草刈りを委託するもの。 <課題>集落活動センターの近くに手入れの必要な道路、河川が存在するか	土木部
②生活支援サービス	・宅配・買い物サービス ・生活関連の店舗等の運営 ・配食サービス、送迎サービス ・農作物の集出荷システムの構築 ・有償運送等の導入	9	●商品の受発注サービス 中心商店街等が行う宅配サービスにおいて、商品の受発注のとりまとめや各戸への配達を受託することで収入につなげる。		地域産業振興監
		10	●生活用品の購入仲介・搬送サービス JAや量販店との契約に基づき、センターで生活用品を購入する仲介を行い、住民からの注文、注文した生活用品の搬送を行うことで、手数料を得る。		中山間対策・運輸担当 理事所管
		11	●よろずや機能サービス センターに「よろずや機能」を持たせて、時間〇〇〇円で家屋の修繕、買物代行、庭の草刈りなどの業務を請け負う。		中山間対策・運輸担当 理事所管
		12	●農産物等の集荷の推進 ・周辺住民の農産物や加工品の集荷を市町村からの委託事業として集落活動センターが行い、直販所などに出荷することで手数料収入を得ることと併せて、その集荷した野菜や加工品をセンターで販売することにより集客力と収益力を高める。 ・また、併せて行う見守り業務の際に買い物代行として、注文の商品を配達するなどにより、手数料収入を得る。	■地域の物流等支援事業費補助金(中山間地域対策課) 中山間地域などの地域の生活を物流面から支えるため、市町村が行う農産物等の直販所への集出荷や買い物弱者等への生活関連サービスを複合化するなどの仕組みづくりやその実施に対して支援する。 補助先:市町村 補助率:1/2以内 補助対象経費:しくみづくりのための調査・検討・試行、広報等又は実施(人件費、燃料費等)に要する経費	中山間対策・運輸担当 理事所管
		13	●移動手段の確保の推進 ・県から市町村への補助で市町村が車両を購入し、集落活動センターがその車両の無償貸与を受け、周辺の住民をセンターまで過疎地有償運送で送迎する。その際に、過疎地有償運送の予約窓口を市町村からセンターが受託し、手数料収入を得ることで収益力を図る。 ・また、センターを市町村中心部までの既存の路線バスへの乗換場所とし、その待ち時間にセンターの他の機能を利用してもらうなどセンターへの集客力を高める仕組みとすることでセンターの収益力アップにつなげる。	■中山間地域移動手段確保支援事業費補助金(中山間地域対策課) 中山間地域における病院や買い物等地域住民の生活を支える移動手段の確保を図るため、地域の実情に沿ったきめ細かな移動サービスを提供する仕組みづくりやその実施に対して支援する。 補助先:市町村 補助率:2/3以内 補助対象:車両購入、乗合タクシー等の実証運行等に必要経費	中山間対策・運輸担当 理事所管
		14	●シルバー人材センターとの連携 集落活動センターにシルバー人材センターのサテライトの機能を持たせ、地域の高齢者等からのニーズ(墓掃除、草刈り、大作業、買い物代行等)を集約し、シルバー人材センターに仲介することで、身近なサービスへの支援と安定的な収入の確保につなげていく。	■シルバー人材センターとの連携による暮らしへのサポートへの支援 1 サービス支援網 (1)県内のシルバー人材センター設置箇所及び会員数 ・20箇所、約5,000人 (センターごと会員数は37名~1,237名) ・活動エリアは、集落活動センター実施予定地区を網羅 (2)シルバー人材センター会員要件:60歳以上の方 (3)シルバー人材センターの運営状況 ・大半が受託事業収入で運営 ・契約金額(H22年度実績:緊急雇用を除く): 4百万円~390百万円 2 収入の確保方策 (1)受託事業取扱の仲介料:事務費の中で今後調整 (2)会員の事業収入:1時間当たり800円~1,000円程度	商工労働部
		15	●地域内住民の購買活動への支援 集落活動センターと地域が連携して行う生活必需品の販売所等の設置や配送の取り組みに必要な設備等への支援を行うことにより、売上の増加と商業機能の確保につなげていく。	■こうち商業振興支援事業(経営支援課) 地域商業の活性化及び商業機能の維持に向けた取り組みへの支援 対象事業者:事業者を含む4名以上の団体等 ・商業活性化事業 補助率:1/2以内 補助上限額:100万円 ・商業活性化モデル事業 補助率:2/3以内 補助上限額:300万円	商工労働部
		16	●園芸品の集荷力の強化を支援 生産者が継続的に出荷できる環境整備を行うため、集荷ルートの充実や集荷の強化につながる品目の導入等を支援。	■中山間地域集出荷支援事業(産地・流通支援課) ・集出荷に係る経費:車の燃料代、リース代、人件費 ・営農に係る経費:種苗代、マルチなど諸材料代 ・補助率1/2	農業振興部

区分	センターの活動内容	番号	対応策・提案	関連施策・事業等	提案部局
③安心・安全サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の見守り活動</li> <li>あったかふれあいセンターのサテライト</li> <li>地域の子供たちが集える場づくり</li> </ul>	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あったかふれあいセンターとの一体的な運営支援</li> <li>・サテライト事業の実施など、あったかふれあいセンターとの一体的な運営を行うことにより、集落活動センター(高知ふるさと応援隊員)の自立促進につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■あったかふれあいセンター事業(地域福祉政策課)</li> <li>年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点を整備し、地域福祉活動推進を行う市町村を支援する</li> <li>補助先:市町村</li> <li>補助率:1/2以内(過疎債ソフト活用の場合は市町村実質負担約10%)</li> <li>補助対象:人件費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費(50万円以内)等</li> <li>&lt;課題&gt;経済活動(対価を稼ぐ)と福祉(高齢者の生きがい)の融合</li> </ul>	地域福祉部
		18	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険サービス事業所の運営</li> <li>・地域のニーズに応じて、集落活動センターが介護保険サービス事業所(デイサービス事業所、ホームヘルプ事業所、認知症グループホームなど)を運営する。</li> <li>(前提条件あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護福祉士等修学資金貸付事業(地域福祉政策課)</li> <li>専門学校等での就学資金を貸与する。定められた期間、県内の社会福祉施設等で就業した場合は、返還免除規定あり。</li> <li>月額:5万円 入学準備金:20万円、就職準備金:20万円</li> <li>■中山間地域ホームヘルパー養成事業(高齢者福祉課)</li> <li>既存の研修開催地から遠方の中山間地域において市町村が実施するヘルパー養成研修に対して支援する。</li> <li>補助先:市町村</li> <li>補助率:10/10</li> <li>上限額:1,000千円(1市町村につき)</li> <li>■中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金(高齢者福祉課)</li> <li>移動コストが高く、採算性の悪い中山間地域においても、ニーズにあった在宅介護サービスを受け続けることができるよう、当該地域へ介護サービスを提供する事業者に対し、経費の一部を助成する。</li> <li>補助先:市町村</li> <li>補助率:市町村が助成した額の1/2以内</li> <li>補助対象:人件費、送迎費等サービス提供に係る経費の一部</li> <li>■立ち上げ及び運営時のその他支援</li> <li>・介護保険法に基づく諸手続き支援</li> <li>・保険者(市町村等)との調整</li> <li>・資格取得のための介護員養成研修の情報提供(通学・通信)</li> <li>・介護保険制度の活用に関する支援(介護報酬)</li> </ul>	地域福祉部
		19	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有料老人ホームの運営</li> <li>・地域のニーズに応じて有料老人ホームを運営する。</li> <li>・ただし、運営にあたっては、利用者の確保や施設・設備・運営基準への適合などの課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■立ち上げ時の支援</li> <li>・老人福祉法に基づく届出手続き支援</li> </ul>	地域福祉部
④健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき百歳体操の実施</li> </ul>	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防事業の実施</li> <li>・保険者(市町村等)から介護予防事業の委託を受けて、「いきいき百歳体操」等を実施する。</li> <li>・保険者(市町村等)の「地域支援事業」等による財源確保が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■立ち上げ及び運営時の支援</li> <li>・保険者(市町村等)との調整</li> </ul>	地域福祉部
⑤防災活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災拠点としての環境整備</li> <li>地域間の防災連携</li> </ul>	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害用食料・資材の備蓄</li> <li>他の地域の災害時食料・資材の備蓄倉庫として地域内の遊休施設を貸付けるほか、管理も委託することで収入につなげる。</li> </ul>		地域産業振興監
		22	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域間交流による防災連携の推進</li> <li>都市部等と防災(避難)協定を結び、集落活動センターを避難場所に位置づけるとともに、都市住民の地域間交流を進めることで、地域の特産物の販売促進や宿泊による交流人口の拡大など、経済効果につなげる。</li> </ul>		中山間対策・運輸担当理事所管
⑥鳥獣被害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落ぐるみの鳥獣対策の実施</li> <li>鳥獣被害対策関連資材の製造販売</li> </ul>	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放置果実等の収穫・販売</li> <li>人間の居住域と鳥獣の生息域を区分するため、放置された柿やクリ、ゆずなどを収穫する。収穫作業を農作業体験として体験観光のメニューに加えるとともに収穫物を販売することで収入につなげる。</li> </ul>		地域産業振興監
		24	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鳥獣捕獲モデル集落</li> <li>集落内の狩猟者と住民が協力した捕獲体制をとり、捕獲報償金を集落活動センターの活動費に充当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■シカ個体数調整事業(鳥獣対策課)</li> <li>・シカ報償金 :@ 8,000円/頭(オス・メス同額)</li> <li>■シカ被害特別対策事業費等(鳥獣対策課)</li> <li>鳥獣被害防止に必要な柵や檻の設置、シカの捕獲報償金等により、野生鳥獣の被害防止を支援する。</li> <li>・補助先 市町村</li> <li>・補助率 2/3</li> <li>・補助内容</li> <li>捕獲檻、金網柵、ステンレス線入りネット柵等の購入費</li> </ul>	中山間対策・運輸担当理事所管
		25	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワナの製造販売</li> <li>集落の鳥獣捕獲の名人が工夫・作成したワナやオリを販売する。</li> </ul>		中山間対策・運輸担当理事所管
		26	<ul style="list-style-type: none"> <li>●畜産を利用した緩衝エリアの設置による鳥獣対策</li> <li>電気柵を活用した、「土佐和牛」の簡易放牧や「土佐ジロー」、「土佐はちきん地鶏」の飼育場設置によって、野生動物の嫌う環境作りを行い、獣害回避の効果を地域集落に活かすとともに、地域景観の維持にも貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高知県集落営農・拠点ビジネス支援事業(畜産振興課)</li> <li>・肉用牛放牧利用支援事業</li> <li>事業主体:JA 事業内容:電気柵、放牧施設のレンタル</li> <li>補助金上限額:300万円</li> <li>・その他特認事業</li> <li>★新規事業化(レンタル畜舎制度等)</li> </ul>	農業振興部
⑦交流・定住サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊・体験交流活動</li> <li>移住希望者への支援</li> <li>山村留学等の受け入れ</li> </ul>	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の人材確保</li> <li>移住・交流コンシェルジュと連携して、地域における移住相談や地域体験のコーディネートを行い地域の担い手となる人材を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■移住促進事業費補助金(地域づくり支援課)</li> <li>NPO等支援事業</li> <li>NPOや団体が住民とともに主体的に取り組む移住促進のソフト事業を支援する。</li> <li>補助先:NPO等</li> <li>補助率:定額</li> <li>補助限度額:500千円</li> </ul>	産業振興推進部
		28	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移住コンシェルジュ機能の受託</li> <li>移住希望者の相談窓口となる「コンシェルジュ機能」をセンターに付加し、市町村からの委託業務として運営する。(空き家の案内、集落の代表者との面談など)</li> </ul>		産業振興推進部
		29	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体験型観光メニューづくり</li> <li>・宿泊、体験交流活動を磨き上げ、観光商品として売り出す。そのため、観光アドバイザー(藤澤安良氏)に地域に入ってもらって、資源の発掘、磨き上げを行うとともに、インストラクター研修を実施する。</li> <li>・インストラクター研修は、地域の観光協会等とも連携し、主体的、継続的に実施していくよう、エリア担当が日常的に支援。</li> <li>・観光商品化後のPR、販売については、地域の観光協会、広域協議会、コンベンション協会等と連携し、旅行会社等へのセールス等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■観光アドバイザー招聘事業(地域観光課)</li> <li>■地域観光プロデューサーによるアドバイス</li> </ul>	観光振興部
		30	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光客の受入拠点としての活用</li> <li>集落活動センターを体験メニューや観光ガイドの受け付け等の拠点とし、その手数料等をセンターの収入につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■観光ガイド研修実施委託業務(おもてなし課)</li> <li>観光ガイド研修実施事業として、高知県観光ガイド連絡協議会(受託者)が実施する、個別勉強会への支援(ガイド技術の向上及び養成、新規立ち上げ等)の活用</li> </ul>	観光振興部

区分	センターの活動内容	番号	対応策・提案	関連施策・事業等	提案部局
⑦交流・定住サポート (続き)		31	●土佐材・産地セミナーの推進 土佐材流通促進協議会を中心として、県外から土佐材の産地を見学するツアーを実施しており、年間10組程度(1組平均10名程度)の店主、設計士、工務店等が高知県を訪れている。 その際の地元食材による料理の提供などの対応を実施する。将来的には農家民宿的な対応(土産品の製作まで)を実施につなげる。	(参考) ■土佐の木販売促進事業費補助金(木材産業課) 土佐材に関する商談会及び展示会等の開催に必要な経費を助成する。 補助先:土佐材流通促進協議会 補助率:1/2以内	林業振興・環境部
		32	●森林・林業体験活動の推進 森林・林業・木材産業に関する都市と山村の交流活動を観光振興部と連携して、体験メニューに組み込み、収入(講師料等)につなげる。 ①森林セラピー(案内人等) ②林業体験活動 ③建築セミナー 等		林業振興・環境部
		33	●漁村における滞在型・体験型観光の推進 ・滞在型観光の組織づくりや人材育成、体験メニューづくり、安全・衛生対策、情報発信、観光商品販売イベントの開催などの漁家及び地域住民の所得向上に向けた事業を行う地域住民組織(集落活動センター)に対して補助を行う市町村に補助する。 ・漁村での滞在型・体験型観光をインターネットホームページでPRする。	■滞在型・体験型観光推進事業費補助金(漁港漁場課) 補助率:1/2 上限額:1,000千円(補助額) ■滞在型・体験型観光インターネットホームページ修正等委託業務(漁港漁場課)	水産振興部
⑧農産物等の生産・販売	・集落営農の展開 ・耕作放棄地の活用	34	●体験型観光メニューづくり ・耕作放棄地等を活用した体験型観光の商品化や都市住民の体験交流の受入を行う。 ・商品化に向けてはとさ旅セミナー(観光人材育成塾)を活用。 ・観光商品化後のPR、販売については、地域の観光協会、広域協議会、コンベンション協会等と連携し、旅行会社等へのセールス等を行う。	■観光ビジネス人材育成事業(地域観光課) ■地域観光プロデューサーによるアドバイス(地域観光課)	観光振興部
		35	●畜産物の導入による収入源の確保 高知県特産の土佐和牛特に土佐あかうし、土佐ジローや土佐はちきん地鶏を、耕作放棄地を活用して高齢者や新規参入者(林家など)でも飼育が可能な施設を整備し、集落単位による産地づくりを進めることにより、中山間地域における有望な品目として貴重な収入源とする。	■高知県集落営農・拠点ビジネス支援事業(畜産振興課) ・肉用牛放牧利用支援事業 事業主体:JA 事業内容:電気牧柵、放牧施設のレンタル 補助金上限額:300万円 ・その他特認事業 ★新規事業化(レンタル畜舎制度等)	農業振興部
		36	●住民力を活かした農地・水保全管理の共同体制を構築しながら一定の収入を得る 農地・水保全管理支払交付金の事業実施主体である活動組織が事業に係る事務手続きを委託することは可能であるため、集落活動センターを委託先として活用できる。 複数の活動組織やNPO、地域の関係団体等から構成される組織(農地・水・環境保全組織)を広域エリアで設立し、農地・水保全管理支払交付金の活動に取り組むことが可能なため、組織の構成員として集落活動センターに事務手続きや活動組織間の調整を担ってもらえることができる。	■農地・水保全管理支払交付金(農業基盤課) 地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組や、老朽化が進む農地周りの水路等の長寿命化の取組などに対し、支援するもの。 ＜課題＞集落活動センターの活動エリア内に本交付金の対象区域があるかどうか。	農業振興部
		37	●安心して就農できる環境づくり(初期投資の軽減) 小規模で分散した農地が多く、耕作放棄地も多いことから、地域の話し合いに基づき、解消作業と営農に取り組む必要がある。営農では、直販向けを中心に小規模な園芸ハウスや作業道等も一体的に整備する。	■農地活用推進事業(農地・担い手対策課) ・耕作放棄地の解消 ・付帯施設等の整備(作業道、園芸用ハウス)	農業振興部
		38	●安心して就農できる環境づくり(営農開始初期の経営安定) 農業生産に取り組む中心となる担い手が必要であり、45歳未満の若い新規就農者の定着を支援する。	■新規就農総合支援事業(農地・担い手対策課) 青年就農給付金(準備型、経営開始型)	農業振興部
		39	●地域の農業生産の維持、多面的機能の確保をしながら一定の収入を得る 中山間地域等直接支払制度における手続き事務等を集落活動センターが行うことで一定の収入につなげる	■中山間地域等直接支払制度の申請書類の整理支援(地域農業推進課) 中山間地域等直接支払交付金、平成12年度よりスタートし、現在、第3期対策(H22年度～H25年度)を実施中。 この制度では、毎年各々の対象集落が市町村に申請書類を提出することとなっている。その手続き事務等を集落活動センターが行うことにより、その対価として支出が可能。 (参考) ・集落の資金状況:毎年留保している金額 約4億4千万円(全体交付金額の44%) ・注意点:留保した資金の用途の制限はないが、集落協定書に用途の明記が必要。 (事例) JA四万十:1協定当たり1万円で受託。 H23年度:754集落協定、交付金額約9.8億円/年	農業振興部
		40	●地域農業の維持、活性化及び拠点ビジネスへの発展 「高知ふるさと応援隊」のスキルの活用	■集落営農の交流・加工等の拠点ビジネス化へのアドバイス支援(集落営農・拠点ビジネス支援事業)(地域農業推進課) 現在、集落営農では、ステップアップにより所得向上を目指す園芸品目等の導入や、交流事業・加工品開発など集落の拠点ビジネス化を進めている。 こうした取組に対しては、一定のスキルが必要であり、集落活動センターの立ち上げに参画する「高知ふるさと応援隊」のメンバーのスキルがこのニーズにマッチするのであれば、集落営農のアドバイザーを担うことにより報償費の支出が可能。 事業目的:集落営農組織への支援	農業振興部
		41	●特用林産物の生産・販売の振興 特用林産物の生産・販売を支援し、収入(手数料)につなげる。 ①シキミ・サカキ放置林の管理(手入れ) ②特用林産物の収穫・販売の代行	(参考) ■地域林業総合支援事業費補助金(木材産業課) 森林・林業を核とした地域振興に資する取り組みを総合的に支援する。 補助先:市町村等、知事が特に認めたもの 補助率:1/2以内	林業振興・環境部
42	●新規漁業就業者の育成・確保 減少と高齢化が進んでいる漁業就業者の育成・確保を支援する。	■漁業就業者確保対策事業(漁業振興課) ■漁業関係制度資金(水産政策課)	水産振興部		
⑨特産品づくり・販売		43	●売れる商品づくり 地域資源を活用した加工品づくりや試作品のテスト販売の実施等に対し、外部アドバイザーを派遣し助言を行うことで、センターの収益の向上につなげる。	■地域づくりアドバイザーの派遣(地域づくり支援課) 地域の要請にもとづきアドバイザーを派遣する。	産業振興推進部
		44	●直販所等での地元の食の提供 直販所等で「そこでしか食べることができない地元の食」の提供などを行うことにより収入につなげていく。		地域産業振興監
		45	●直販所でのイタドリ等の皮むきと販売 機械処理が難しく、人手の掛かるイタドリや芋の茎、りゅうきゅう(ハスイモ)の皮むき等を直販所で行い、居酒屋や惣菜店等に販売する。		地域産業振興監
		46	●ジビエの推進 捕獲した野生鳥獣を地域資源として有効活用し、食材としてのメニュー開発・提供、加工品の開発・販売等により、センターの収益の向上と交流促進につなげる。		中山間対策・運輸担当 理事所管

区分	センターの活動内容	番号	対応策・提案	関連施策・事業等	提案部局
⑨特産品づくり・販売 (続き)	・地域資源を活用した加工品づくり ・直販所等での販売	47	●鳥獣の有効活用 シカの角やイノシシの牙を加工し、アクセサリーとしてセンターで販売する。		中山間対策・運輸担当 理事所管
		48	●加工品づくりへのトータルサポート 試作品開発の段階から販路開拓まで、ステージに応じた支援を行うことで、地域資源を活かした加工品づくり・販売による収入の確保につなげていく。	・工業技術センターを中心とした技術指導 ・こうち産業振興基金事業(産業振興センター)や成長分野育成支援事業等によるステージに応じた支援 ・てんこす、e-コマースを利用した販売面での支援 等	商工労働部
		49	●体験型観光メニューづくり ・地域資源を活用した加工品づくりそのものを体験型観光として商品化し売り出す。 ・インストラクター研修は、地域の観光協会等とも連携し、主体的、継続的に実施していくよう、エリア担当が日常的に支援。 ・PR、観光商品の販売等については、地域の観光協会、広域協議会、コンベンション協会等と連携して行う。	■地域観光プロデューサーによるアドバイス(地域観光課) ■観光拠点等整備事業費補助金(地域観光課) ■観光アドバイザー招聘事業(地域観光課)	観光振興部
		50	●高知市内イベント等における販売促進 地域食材を利用した加工品等をこうち旅広場等でのイベントで販売をすることで、テストマーケティング及び高知市内でのPRにつなげる。	■こうち旅広場等の活用(おもてなし課) 土佐の豊穠祭in高知市(ご当地グルメ屋台村)などこうち旅広場等で行われるイベントにおいて出店し、テストマーケティングを行うとともに高知市内でのPRにつなげる。	観光振興部
		51	●魅力的な直販所づくりを支援 地域産品の身近な販路の一つである直販所の商品の安全安心の確保、品揃えの強化、観光分野との連携強化等により、直販所の魅力アップを図り、集客力を高め収益を上げる。	■魅力的な直販所づくり支援(農林水産物直販所支援事業)(地域農業推進課) ・直販所で販売する商品の安全安心確保に向けた実践研修や集客力アップのための店づくりに関するアドバイザーを派遣する。	農業振興部
		52	●加工品づくりを支援 地域の農林水産物を活用した収益事業に取り組むため、産品やその加工品などをまず地域内の直販所や販売店での販売機会づくりを行うとともに、直販所・消費者側のニーズのマッチングを行うことにより収益につなげていく。	■農林水産物加工商品開発支援事業(地域農業推進課) ・直販所を拠点として加工品を販売する場合に、その開発・改良を支援するアドバイザーを派遣する。	農業振興部
		53	●産地と加工業者の出会いの場を創出 地域の農産物の販路拡大のために加工品原料や総菜原料として県内外の業者に販売することにより収益につなげていく。	■産地と加工業者の出会いの場創出(地域農業推進課) ●生産者と県内惣菜メーカー等とのマッチングを通じた県内加工の推進	農業振興部
		54	●特産林産物の販売の強化 直販所等を活用し、地域の特産林産物等の販売を行う。 ①燃料用の薪等の生産・販売(宅配を含む) ※林地残材を活用して、ストーブや風呂、キャンプ用の薪を製作、販売、配達を行う。 ②地元食材とセットにした木炭の販売		林業振興・環境部
		55	●漁村での6次産業化の推進 地域水産物の加工・販売に意欲的な漁業者に対し、地域APへの位置付けと具現化に向けた活動を支援するとともに、6次産業化法に基づく計画認定への働きかけや、認定をうけた事業者の活動に対する指導・助言を行う。	■漁村の6次産業化推進事業費(合併・流通支援課)	水産振興部
		56	●地域の水産加工グループの経営支援 アドバイザー派遣制度の活用などにより、漁村で活動する地域加工グループ等が持続的な経営を行うことができるよう指導・助言を行う。	■水産物地域加工育成支援事業費(合併・流通支援課)	水産振興部
⑩エネルギー資源活用	・太陽光発電・小水力発電・木質バイオエネルギー等の活用	57	●地域への小水力発電施設の設置 地域のシンボルとして、市町村が小水力発電施設を設置し、電力をセンターに供給するとともに、見学者を受け入れることで、食事や特産品の販売を行う。		中山間対策・運輸担当 理事所管
		58	●再生可能エネルギーによる電力の販売 集落活動センターが10kW以上の太陽光発電設備を設置し、全量売電による収入を得る。 (10kW未満の設備の場合は、まず自家消費に充てて余剰電力を売電)	■再生可能エネルギー固定価格買取制度(新エネルギー推進課) ※再生可能エネルギー(太陽光、小水力、風力、木質バイオマス、地熱)により発電した電力を一定価格で一定期間購入する制度	林業振興・環境部
		59	●再生可能エネルギー発電施設の維持管理 市町村等が太陽光発電設備や小水力発電設備を設置し、維持管理を集落活動センターに委託することで、センターの収入につなげる。	(参考) ■再生可能エネルギー固定価格買取制度 ■高知県公営企業局再生可能エネルギー活用事業費補助金(公営企業局) 補助先:市町村 補助率:1/2以内 ■小水力発電事業(電気工水課)	林業振興・環境部 公営企業局
		60	●再生可能エネルギーを活用した運営コストの削減 木質バイオマス利用施設(ボイラー、ストーブ)等を導入し、燃料コストの削減を図る。	■木質資源利用促進事業費補助金(木材産業課) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備に要する経費に対して助成する。 補助先:市町村等 補助率:10/10以内、3/4以内	林業振興・環境部
⑪その他の活動(行政サービス等)	・地域からの提案等による様々な活動 ・ブロードバンドなどの情報通信基盤の効果的な活用 ・直販所等の事業をシステム化(ICT活用)	61	●情報通信基盤の整備 集落活動センターの事業活動を支えるため、ブロードバンドなどの情報通信基盤の整備を市町村と連携しながら進める。	■情報通信基盤整備事業費補助金(情報政策課) 市町村が地域住民の生活の向上などを図るために実施する光ファイバーなどのブロードバンド整備を支援する。 補助先:市町村 補助率:1/20以内(起債償還のための基金に積み立てることが条件) ■移動通信用施設整備事業費補助金(情報政策課) 過疎地域などの条件不利地域において、市町村が携帯電話のサービスエリア拡大のために実施する携帯電話基地局の整備を支援する。 補助先:市町村 補助率:2/3以内(100世帯未満の場合)、その他は1/2以内	文化生活部
		62	●情報システム導入に向けた企画提案 直販所等の事務手続き、生産管理、市場等の情報収集、売上管理、直販所のPR、商品の販売強化などの情報化を行うための企画提案に際して支援を行う。 【前提条件】 あらかじめ実施主体において、情報化の可否、その内容、範囲、運用体制等について、十分な検討、調整が必要。	■地域情報化事業導入検討会 地域が抱える課題解決につながる情報システムの導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進する。 ■各事業の所管課 システムの構築及び運用にかかる経費について、国や県の助成事業等が活用できるよう検討、調整を行う。	文化生活部